

特別養護老人ホーム豊田喜楽園 料金表

【ユニット型個室】 ※負担割合が1割でない方の利用料金は第4段階で計算しています。

令和6年4月現在

要介護度	1日あたりの 単位数	サービス提供 体制加算Ⅱ	看護体制加算 Ⅰ	看護体制加算 Ⅱ	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ	介護職員等 特定処遇 改善加算Ⅰ	介護職員等 ベースアップ 等支援加算	介護保険負担 限度額認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担 利用料金 (31日)	2割負担 利用料金 (31日)	3割負担 利用料金 (31日)
要介護1	682	18	12	23	1カ月の 総単位数 ×8.3%	1カ月の 総単位数 ×2.7%	1カ月の 総単位数 ×1.6%	第1段階	300円	820円	60,432円	158,405円	184,118円
								第2段階	390円	820円	63,222円		
								第3段階①	650円	1,310円	86,472円		
								第3段階②	1,360円	1,310円	108,482円		
								第4段階	1,445円	2,006円	132,693円		
要介護2	753							第1段階	300円	820円	62,911円	163,362円	191,553円
								第2段階	390円	820円	65,701円		
								第3段階①	650円	1,310円	88,951円		
								第3段階②	1,360円	1,310円	110,961円		
								第4段階	1,445円	2,006円	135,172円		
要介護3	828							第1段階	300円	820円	65,528円	168,598円	199,406円
								第2段階	390円	820円	68,318円		
								第3段階①	650円	1,310円	91,568円		
								第3段階②	1,360円	1,310円	113,578円		
								第4段階	1,445円	2,006円	137,789円		
要介護4	901							第1段階	300円	820円	68,077円	173,694円	207,051円
								第2段階	390円	820円	70,867円		
								第3段階①	650円	1,310円	94,117円		
								第3段階②	1,360円	1,310円	116,127円		
								第4段階	1,445円	2,006円	140,338円		
要介護5	971	第1段階	300円	820円	70,520円	178,581円	214,381円						
		第2段階	390円	820円	73,310円								
		第3段階①	650円	1,310円	96,560円								
		第3段階②	1,360円	1,310円	118,570円								
		第4段階	1,445円	2,006円	142,781円								

*「食費」は入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「居住費」とは施設に滞在し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

*入居の際は、介護保険負担限度額認定証の申請をお願い致します。又、すでに申請済みの方は、認定証の提示をお願い致します。

*介護保険料の負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

*その他の料金及び各加算料金の内容については、裏面をご覧ください。

特別養護老人ホーム豊田喜楽園 料金表

○その他の料金等について

内 容	金 額
①日用品（歯ブラシ・歯磨き粉・ポリデント・ティッシュペーパー等）	実費
②理美容費	実費（カットのみ1,650円）
③医療費、薬費	実費
④7泊を超える長期入院、外泊時は別途居住費が発生します。	実費
⑤預り金管理料	2,000円/月

【各種加算項目】

加算項目	内容等	加算料金	適用
日常生活継続支援加算Ⅱ	6ヶ月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の占める割合が70%以上、若しくは認知症である者の占める割合が65%以上又はかつ痰の吸引等が必要な者が15%以上であること。介護福祉士の数が常勤換算方法で、入所者数の6分の1以上であること。	46円/日	—
サービス提供体制加算Ⅱ	介護職員に占める介護福祉士の割合が60%以上である場合に算定（上記の「日常生活継続支援加算Ⅱ」を取らないときに算定）	18円/日	○
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置	12円/日	○
看護体制加算Ⅱ	最低基準を1人以上、上回った看護職員を配置し、かつ看護職員と24時間の連絡体制を確保している	23円/日	○
夜勤職員配置加算Ⅱ	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、配置や基準を上回っている場合に算定	46円/日	—
科学的介護推進体制加算Ⅱ	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の情報を厚生労働省に提出している場合に算定	50円/月	○
初期加算	入所日から30日以内の期間 1ヶ月以上入院ののち、退院後30日	30円/日	※
外泊時費用（月6日を限度）	外泊、入院した期間	246円/日	※
介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数に対して8.3%		○
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	総単位数に対して2.7%		○
介護職員等ペースアップ等支援加算	総単位数に対して1.6%		○

* 上記各種加算料金は1割負担の場合となっています。

* 上記各種加算項目表の適用欄に記載してある※については、対象者のみ加算されます。